

国 不 動 第 4 1 号
令和3年7月15日

各業界団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長
(公印省略)

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について

近年の気候変動の影響による全国各地での水災害の激甚化・頻発化等の状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。以下「改正法」という。）が令和3年5月10日に公布され、改正法の一部が令和3年7月15日に施行されたところである。

改正法により、水防法（昭和24年法律第193号）の一部改正が行われ、水防法の規定に基づき作成された水害ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）の対象エリアが拡大されることとなる。宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく重要事項説明の対象項目として、ハザードマップにおける対象物件の所在地が規定されているところ、改正法によるハザードマップの対象エリアの拡大により、今後、市町村によりハザードマップの新規作成又は見直しが行われることが想定される。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対し、改めて、重要事項説明に際して最新のハザードマップを確認するよう、周知及び指導を行われたい。

なお、都道府県等に対しては別紙「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年7月15日国水政第20号）のとおり、宅地建物取引業者に対しハザードマップの新規作成又は見直しについて適切な周知に努めること等を通知しているため、参考までに申し添える。